

福島県後期高齢者医療広域連合補助金等の交付等に関する規則

(平成 20 年 7 月 29 日規則第 6 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 補助金、助成金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金であって広域連合長が別に定めるものをいう。ただし、扶助的性格を有するものを除く。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(関係者の責務)

第 3 条 補助事業者等は、補助金等が被保険者から徴収された保険料その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

2 補助金等に係る予算の執行に当たる関係職員は、補助金等が被保険者から徴収された保険料その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

(補助金等の交付の申請)

第 4 条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書
- (3) その他広域連合長が必要と認める書類

2 広域連合長は、別に定めるところにより、前項の申請書に記載すべき事項及び前項各号に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第 5 条 広域連合長は、補助金等の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 広域連合長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をするものとする。

(補助金等の交付の条件)

第6条 広域連合長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更(別に定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合においては、速やかに広域連合長の承認を受けること。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに広域連合長の承認を受けること。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに広域連合長に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を広域連合に納付すること。

(5) その他広域連合長が必要と認める条件

2 広域連合長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

(決定の通知)

第7条 広域連合長は、補助金等の交付の決定をした場合は、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付の決定の通知を受領した日から起算して15日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業等の内容変更等の手続)

第9条 補助事業者等は、第6条第1項第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を広域連合長に提出しなければならない。

2 第7条の規定は、第6条第1項第1号又は第2号の承認をした場合について準用する。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 広域連合長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 広域連合長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等を遂行することができなくなった場合

3 第7条の規定は、第1項の取消し又は変更をした場合について準用する。
(補助事業等の遂行)

第11条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他広域連合長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等を他の用途に使用してはならない。

(状況報告又は調査)

第12条 広域連合長は、必要に応じ、補助事業等の遂行について補助事業者等から報告を求め、又は調査をすることができる。

(補助事業等の遂行の指示等)

第13条 広域連合長は、補助事業者等の報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

2 広域連合長は、補助事業者等が前項の規定による指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、広域連合長に報告しなければならない。

(1) 補助事業等に係る収支決算書

(2) その他広域連合長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定等)

第15条 広域連合長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件

に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 広域連合長は、第14条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対し、指示するものとする。

2 第14条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第17条 補助金等は、第15条の規定により額を確定した後に補助事業者等の請求により交付するものとする。ただし、広域連合長は、必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第4号)を広域連合長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第18条 広域連合長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 前二号のほか、補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は広域連合長の指示若しくは命令に従わなかったとき。

2 前項の規定は、第15条の規定による補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第7条の規定は、第一項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第19条 広域連合長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金等の返還を命ずるものとする。

2 広域連合長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、広域連合長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を広域連合に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して広域連合長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で広域連合長が定めるもの

(3) 前二号のほか、補助金等の交付の目的を達成するため、特に広域連合長が必要があると認めて別に定めるもの

2 前項ただし書の場合において、補助事業等の財源の全部又は一部が国又は県が交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助事業等に係る財産の処分の制限の期間と同じ期間とする。

(理由の提示)

第21条 広域連合長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対し、その理由を示さなければならない。

(交付手続の特例)

第22条 広域連合長は、第4条、第5条、第7条、第14条、第15条又は第17条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該各条の手続を併合し、又は省略して補助金等を交付することができる。

(様式の特例)

第23条 広域連合長は、この規則に定める様式により難い特別の事情があると認めるときは、これを変更することができる。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年度分の補助金等から適用する。

様式 (省略)